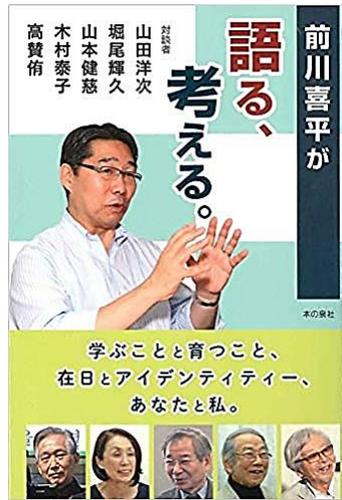


(1) 二人の対談

1970年代のある時期、東京大学で教鞭をとっていた堀尾輝久先生（現・東大名誉教授）の授業を「もぐり」で受けにきていた法学部の学生がいた。それが前川喜平氏だった。彼は卒業後、文部省に入省し、エリート官僚としてトップの事務次官にまでなった（2017年1月退官）。一方の堀尾先生は、家永・教科書裁判で教育学の専門家として証言し、画期的な杉本判決（1970年）を引き出したり、分裂前の日教組教研集会の助言者をされたりと、ずっと文部省（文科省）に批判的な立場をとってきた教育学者。その二人が約40年の時を経て出会った。その対談が、この本に収録されている。

**(2) 権利としての教育—学習権という言葉**

教科書裁判の原告、家永三郎先生（当時・東京教育大学教授）は、自分の著した高校用日本史教科書に対する文部省の検定を不服として、三次にわたる教科書裁判を闘った。私も70年代初めころ学生で、時々家永先生を見かけたのだが、小柄で痩せた先生のどこに長期の裁判を闘うエネルギーがあるのかと思ったものだ。

家永先生は次のように述べている。

自分の受けた戦前の学校教育は「国家権力が完全に教育内容を掌握して、国家権力の思うとおりの人間を育成するという」ものだった。だから、(教科書裁判は)「権力が教育内容に介入することを許さないという、それがいちばんのねらいであった」、そして、杉本判決（1970年）は「非常に格調の高い判決文であった」。(『ドキュメント日本国憲法』より要約)

戦前の教育と戦後の教育は根本的に異質なものだ。国の都合だけで一方的に教育が行われた戦前に対して、個人の尊重、個人の人権から出発するのが戦後

教育の考え方である。そして、1970年の杉本判決は「教育を受ける権利」（憲法26条）などを生来的権利である「学習権」と捉え直し、判例として初めてこの語を用いた。これは堀尾先生たちの大きな功績なのだが、このことで戦後教育の本質はさらに明確になった。

日本国憲法が保障する基本的人権は「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果（憲法97条）」である。長い年月をかけて人類が到達した珠玉のような人権思想や教育思想の到達点を取り入れたからこそ、杉本判決は「非常に格調の高い判決文」になった。

しかし、この東京地裁判決が確定することはなく、文部省（文科省）もこの立場をとることはなかった。だから、文部省（文科省）の官僚が「学習権」という言葉を使うことはまずないと思っていた。ところが、前川氏はいとも簡単に、この本の中で「学ぶことによって、人間は人間らしい生活をおくれるようになる。憲法はさまざまな人権を保障していますが、さまざまな人権があったとしても、学習権が十分に保障されなければ実現できない（p126）」と述べている。

(3) 現場で頑張ってくれ

今は教員組合でも講演をする前川氏だが、この本の中で「日本の教育行政はかなりおかしくなっているけれども、しかし教室までやってきてその授業をやめろ、弁士中止、みたいなことが起こっているわけじゃないんだから、現場で頑張ってくれと話すんです。ちょっと無責任ですけど、教育基本法が変わり、道徳が教科化され、国旗・国歌については厳しく指導しろと言うけれど、しかし実際に子どもたちに接しているのはあなた方です。圧倒的に有利なポジションにいます。いくら霞が関や永田町がいろんなことを叫んだって、子どもたちに直接触れているのは先生方なんだから、そこで頑張ってくれと話しています（p71）」と述べている。

文部科学省事務次官だった人がこれを言うのは本当に「ちょっと無責任」だと思うけれど、教員が現場で毎日仕事をする心構えは、結局そういうことだなと私も納得してしまう。